

J A 共済と「相互扶助」

専門職 武田 俊裕

目 次

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| 1. J A 共済と保険会社の掲げる「相互扶助」 | 4. J A 共済の事業理念としての「相互扶助」の理解 |
| 2. 「保険は助け合いか」をめぐる学界の議論と近年の動向 | 5. J A 共済の事業理念としての「相互扶助」の浸透 |
| 3. 協同組合共済に対する学界の見解 | 6. 結語 |

1. J A 共済と保険会社の掲げる「相互扶助」

全国共済農業協同組合連合会（J A 共済連）のディスクローズ誌「J A 共済連の現状2021」の冒頭に掲載された「トップメッセージ」は、次のような一節から始まる。

“J A 共済は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という「相互扶助（助け合い）を事業理念に、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざした取り組みを行っています。”¹

J A 共済連が2003（平成15）年に定めた「J A 共済事業の使命」には、次のような一項があり、これも上記のディスクローズ誌の冒頭に掲載されている²。

“一、J A 共済は、農業協同組合が理念とする「相互扶助」を事業活動の原点とし、

常に組合員・利用者の信頼と期待に応え、「安心」と「満足」を提供します。”

つまり、J A 共済連は、“J A 共済の事業理念は「相互扶助＝助け合い」であり、それは農業協同組合の理念だ”ということを経営として決定し、対外的にも表明しているということである。

わが国の代表的な保険会社も、「保険は助け合いである」という説明を公にしている。例えば、相互会社である日本生命のホームページにおいては、「生命保険の仕組み」として、次のような記述がある。

“たくさんの方が、少しずつお金を出し合って大きな共有の準備財産を作り、仲間に万一のことがあった場合に、残された家族にまとまったお金を出して、経済的に助け合う。「一人は万人のために、万人は一人のために」それが生命保険の基本精神です。”³

1 全国共済農業協同組合連合会・J A 共済連の現状2021（2021年）4頁参照。

2 前掲注1）1頁参照。

3 日本生命ウェブサイト<https://www.nissay.co.jp/kojin/kiso/shikumi>参照（2021年8月3日閲覧）。

また、株式会社である東京海上日動火災のホームページにおいても、「保険ってなんだろう」というテーマの下に、次のような記述がある。

“みんなでお金を出し合い万一に備える。保険は「相互扶助」、助け合いのシステムです。……保険とは、さまざまな事故や災害を経験してきた人々が、より小さな負担で安心を手に入れるために助け合いの精神で作りに上げた、必要不可欠な社会のシステムなのです。”⁴

J A共済も保険会社も「(事業) 理念」ないし「(基本) 精神」として「相互扶助」を掲げているが、その文面を比較すると、保険会社のそれは「人々が万一に備えてお金を出し合う相互扶助」であり、J A共済のそれは「農業協同組合の理念である相互扶助」である、ということになる。J A共済の事業理念は、J Aの行う共済以外の諸事業と共通しているという点も、保険会社との大きな違いの要因となる。

2. 「保険は助け合いか」をめぐる学界の議論と近年の動向

1977 (昭和52) 年の日本保険学会大会「共通論題」の質疑応答の際、司会者から「近代保険は助け合いと捉えるべきではないのではないか、保険業界は保険が助け合いだと主張すべきではないのではないか」という問題提起がなされ、5名の報告者が保険を助け合いの制度と捉えることに否定的な意見を述べた。その理由として挙げられた点は、次のようなものであった。

- ・ 保険が技術的に機能した結果を「助け合い」と呼ぶことによって、保険会社や加入者が「助け合い」を目的として営業・加入するという誤解を招く危険がある。
- ・ 資本主義下の保険は、あくまでも取引としての商品である。
- ・ 一部の会社の創立者には「相互救済」的な考えがあったと考えられるが、現代の保険企業はそうではなくなっている。
- ・ 保険業は、人々の自助の姿勢を結合させて、結果的・経済計算上の相互扶助を作り出しているが、保険加入者は、主観的・倫理的な意味での相互扶助とは無関係である。

この問題提起を契機として、同学会員へのアンケートが実施され、回答した25名を大別すると、「助け合いの制度だ」と回答したのが6名、これを否定したのが19名という結果になった(ただし、肯定論者には学界を代表する研究者も含まれていたとされる。)

その後、この議論は、保険の相互扶助性を当然のことと考える肯定論者と、否定論の回答が大半でありその正当性が確認されたと考える否定論者が、ともにこの論争を本格的に展開する意思を持たないまま特段の学問的な成果を挙げることなく終息した、と説明されている⁵。

2019 (令和元) 年の日本保険学会大会では、現在まで存続してきた生命保険相互会社について、その本質や存続してきた根拠の整理・理解に取り組むことは、P2P保険⁶の可能性といった今日的な状況を捉える意味でも必要だという立場から、保険加入者の意識、実務界における説明の動向、相互会社の相互性にか

4 東京海上日動火災ウェブサイトhttps://www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/guide/study/hoken_02.html参照(2021年8月3日閲覧)。

5 日本保険学会大会での議論に端を発する一連の論争の経過とその評価について、押尾直志・現代共済論(2012年・日本経済評論社)19頁および小川浩昭「保険の相互扶助性について」西南学院大学商学論集第52巻4号(2006年)59頁参照。

かる学界における議論の動向を踏まえて生命保険における「助け合い」の概念を考察する報告⁷が行われた。

また、損害保険については、コロナ禍を受けて、日本損害保険協会会長による「自粛による休業は全員が助けられる側に回る。相互扶助という保険の基本的な仕組みが活用できない」という発言⁸が注目され、損害保険が相互扶助か否かの議論と相互扶助の再定義を求める見解が示されている⁹。

3. 協同組合共済に対する学界の見解

協同組合共済の相互扶助性については、保険企業による保険と同一視してこれを否定する議論を展開する論者もあったが、これに対して、次のような反論もなされてきた。

“……共済＝協同組合保険であるとすれば、保険そのものは相互扶助を必要としなくても、協同組合という組織が相互扶助を必要としたり、相互扶助と関わったりする可能性を否定することはできず、そのような協同組合という組織が運営する協同組合保険の相互扶助性を単純に否定することはできないのではないか。”¹⁰

“本来、共済というのは、特定の組合員によって構成される団体内的の相互扶助、助け合いの制度であり、公平・公正、民主的な考え方に貫かれた組織原理・運営原則にもとづく社会運動である。”¹¹

2021（令和3）年に刊行された保険理論・保険産業に関する実務書には、こうした見解と軌を一にする次のような記述をしたものがある。

“保険には助け合いの機能がなくても、保険を提供する組織が相互扶助の理念のもとに設立され、運営されていることはあります。代表的な例は、共済を提供する協同組合です。共済の機能は保険と同じであり、契約に関する法律も同一（保険法）ですが、協同組合は組合員の相互扶助を目的とする法人です。保険会社にも、相互扶助の精神を経営理念として掲げているところが目立ちます。しかし、運営組織が相互扶助の理念を掲げることと、保険が相互扶助のしくみかどうかは別問題です。”¹²

他方で、2018（平成30）年には、「共済は、巨大地震発生の場合にソルベンシー・マージンで補填することにみられるように、協同組合が自らリスクを取って保障を提供しているから、これを助け合いと呼ぶことはできない」、「定款で相互扶助を謳っていても、個々の契約者が助け合っていると思っていなければ助け合いとはいえない」という理由を掲げ、次のように主張する論者も現れている。

“……すべての契約者が共済の契約をするに当たって、助け合うためだと思っていることは考えられない。ことに、大規模な

6 保険料を前払いするのではなく、支払われた保険金の総額を契約者全員で均等に割り、これに事務費を加えて後払する保険。わが国における先駆けとされる「わりかん保険」を販売するjustInCase社は、この保険を「日本初の助け合いの精神をモットーとするP2Pのがん保険」と紹介している。同社ウェブサイトhttps://blog.justincase.jp/p2p-insurance_category/参照（2021年8月3日閲覧）。

7 田中隆「生命保険における「助け合い」と相互性に関する考察」保険学雑誌第652号（2021年）193頁参照。

8 2020年8月5日付日本経済新聞「金融取材メモ」参照。

9 鶴岡万太郎「再考 保険の「相互扶助」」インシュアランス損保版第4880号（2020年・保険研究所）7頁参照。

10 小川・前掲注5）67頁参照。

11 押尾・前掲注5）238頁参照。

12 植村信保・利用者と提供者の視点で学ぶ保険の教科書（2021年・中央経済社）25頁参照。

共済や員外契約の存在を考えるとなおさらである。……たとえば、一部の組合員が助け合いであると思って共済の契約をしても、共済は、助け合いとはいえない。そろそろ、共済が助け合いであると主張するのは、止めてはどうか。”¹³

4. JA共済の事業理念としての「相互扶助」の理解

(1) 農業協同組合の理念である相互扶助とは

1で述べたように、JA共済の理念は「農業協同組合の理念である相互扶助」であると謳われている。しかしながら、国際協同組合同盟（ICA）が、世界の協同組合に共通する定義・価値・原則を定めた「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」（1995（平成7）年）においても、また、JAの理念を明文化したものとして第21回JA全国大会（1997（平成9）年）において制定された「JA綱領」においても、「相互扶助」という言葉は用いられていない。

「相互扶助」という言葉について、全国農業協同組合中央会（JA全中）の作成した「私たちとJA—JAファクトブッカー」では、「JAは、相互扶助の精神のもとに……つくった協同組合である。」「相互扶助の精神とは、自立した個人が連帯し、助け合う精神のことである。」と説明されている¹⁴。JA共済連のディスクローズ誌においては、「人類普遍の道徳性のひとつである助け合いの理念」という表現も用いられている¹⁵。かつて賀川豊彦は1946（昭和21）年の著書「協同組合の理論と実際」において、「協同組合の精神を一口に言えば助け合い組織である」と記した¹⁶。

相互扶助は、ICA声明やJA綱領の背景にある「自立した個人の、普遍的な連帯の精神」を一言で表現したものであり、「農家を中心とした、自立した人々の連帯の精神」がJAの、そしてJA共済の事業理念である、ということになる。1でも述べたとおり、JAの理念はJAの行うすべての事業を通ずるものであり、保険会社のいう「相互扶助」とは全く異なるものである。

この理解に立って考えたとき、JA共済にとって「相互扶助」の意味するところ（保険との違い）が、実務においてわかりやすく整理されているか、また、共済に携わる役職員や共済に加入する組合員に浸透しているといえるか、検証する必要があるように思われる。

(2) 「少しずつお金を出し合う経済的な助け合い」を排除すべきか

さらに検証を要すると考えられるのは、「みんなで少しずつお金を出し合って、万一のことがあった場合にまとまったお金を出すことによって経済的に助け合う」という意味での「助け合い」は、JA共済の理念ではない、と整理し得るか、あるいは整理すべきか、という点である。本稿の冒頭で引用したディスクローズ誌の文言とは別に、JA共済の実務においては、次のようなメッセージが寄せられてきている。

“「自然災害や事故など、困ったときはみんなで助け合おうというのが共済で……」
「それって、絆が、備えになるってことだよね？」
「はい、JA共済は助け合って備える保障

13 宇野典明「共済は助け合いか」インシュアランス損保版第4768号（2018年・保険研究所）2頁参照。

14 全国農業協同組合中央会・私たちとJA—JAファクトブッカー12訂版（2019年）11頁参照。

15 前掲注1）表紙裏参照。

16 賀川豊彦・復刻版 協同組合の理論と実際（2012年・日本生活協同組合連合会出版部）80頁参照。

です”¹⁷

“ボランティアのみんなに助けられた。共済を通じて全国の仲間に助けられた。今度は自分の共済掛金が、困っている誰かの助けになればと思う。……助け合って備える共済という絆が、困難を乗り越える力になると信じて。”¹⁸

“みんなの安心を守るのは、みんなで備えた共済金です。”¹⁹

筆者は、現時点においても、JAの組合員には、自ら出資し、運営に携わり、各種の事業を利用するJAに対する帰属意識があり²⁰、その背景には、生産の単位としての「世帯」を対象として総合事業を行い、組合員の世代交代やJAの担当者の変更があってもJAとの関係性（身近さ）が維持されてきたというJAの特性があると考えている。また、職域・地域を基本として組織・運営されてきた協同組合であることから、JAの組合員には、ともに農業に携わり、命や食や郷土を大切に思う全国の組合員との連帯感も存在していると考えている。特に甚大な自然災害が発生した後など、共済金を受け取った際には「全国の組合員に助けられた」と感じ、自分たちが払い込む共済掛金が「苦境に陥った他の組合員のために使われる」という感覚も失われていないのではなかろうか。上記の例のような表現は、こうした感覚によく馴染む、わかりやすいものである。

全国の組合員の生活感覚として、JAに対する帰属意識や他の組合員との連帯感があることを前提とすれば、「どこの地域の農家にと

っても不可欠な生活・営農上のリスク保障のために、みんなで少しずつお金を出し合って、万一のことがあった場合にまとまったお金を出す、という事業を通じて（保険の技術を応用して）全国のJAの組合員が経済的に助け合う」という意味での「共済による相互扶助」を、JAの理念である相互扶助を実現する「一つの形」として位置づけ、主張していくことも十分可能であろう。

また、今日的な視点として、共済資金による地域貢献活動を通じて、JAの行う持続可能な地域社会づくりの一端を担うという貢献・還元を、「共済事業を通じての助け合い」と位置づけることについても、検討の余地があると考えられる。

5. JA共済の事業理念としての「相互扶助」の浸透

4で述べたように、全国のJAの組合員には「わがJA」に対する帰属意識や、他の組合員との連帯感が存在していると筆者は考えている。「一人は万人のために、万人は一人のために」というスローガンを知らない組合員はいないといっても過言ではあるまい。しかしながら、「JA共済の事業理念である助け合いとは何か？」と問われたときに、「自立した農家の連帯の精神」なのか、「みんなが少しずつ掛金を出し合って万一のことに遭った人を助けること」なのか、あるいはその両方なのか、保険会社の保険と同じなのか違うのか、こうしたことについて、共済事業を運営し、自ら共済に加入する組合員の意識は整理さ

17 2020年のテレビCM「絆が、備えになる（春）」編のナレーションの一節。全国共済農業協同組合連合会・JA共済 2020年5月号11頁参照。

18 2021年3月11日付日本農業新聞に掲載された広告の一節。

19 2021年7月30日付日本農業新聞に掲載された広告の一節。

20 2020年度にJA共済が取り組んだ「生命保障対策の徹底」の結果、生命保障の推進総合実績が対前年度比103.0%となり、コロナ禍以前を超えたことも、組合員が自らの属するJAの共済を通じて保障設計を継続的に行った結果であり、その背景には従来から一貫して組合員が持っているJAへの帰属意識や担当職員への信頼感があると、筆者は考えている。推進実績について、2021年7月29日付全国共済農業協同組合連合会「ニュースリリース」参照。

れ、共有されているか、特に若い世代の組合員にそうした意識が浸透しているかと突き詰めて考えると、いま残っている帰属意識や連帯感に頼るのではなく、今後意識的に取り組むべき課題があるように思われる。

J Aグループは、10年後の目指す姿の実現に向けた今後の取組みの指針として、組合員との対話を重視するとともに、准組合員・地域住民がJ Aとの関わりを強めていく段階の1つとして、J Aへの加入とともに地域農業・協同組合・J Aの理念を共有することに取り組もうとしている²¹。これを契機として、組合員に対して、協同組合・J Aの理念そのものにとどまらず、総合事業の一環としての共済事業の意義についての理解と、共済に加入する際の自覚を広く促すことにつながる取組みがすすめられることが期待される。

この取組みが不十分なまま推移していくと、「組合員の多くは助け合うために共済に加入するとは思っていない。大規模な共済や員外契約の場合はなおさらだ」といった趣旨の外部からの批判に対抗することが難しくなり、「創立期には相互救済的な考えがあったとしても、現代の協同組合共済はそうではなくなっている」、「実態として、共済加入者の意識・目的は保険の顧客と変わらない」といった批判に途を開くことにはないか、危惧されることである。

協同組合共済の相互扶助性の検討という課題は、単にJ A共済が、J A共済のために取り組むべきものではない。「保険との違い」、「自助か共助か」といった協同組合共済その

ものの機能・性格に関わる基本的な論点の1つであり、共済事業を行うJ A以外の協同組合とも連携して理論面での基礎研究やその成果の共有・アピールに取り組むことも必要ではなからうか。

6. 結語

「相互扶助（助け合い）」とは何か、その定義や条件は論者によってまちまちである。様々な事業者・研究者がそれぞれの立場から見解を表明しており、抽象的な議論で「ただ一つの正解」を導き出すことは現実的ではない。しかし、J A共済が事業理念として「相互扶助」を掲げたとすれば、その意味するところは、適切な広報・研修を通じて組合員・共済加入者・役職員に共有・支持され、事業活動として実践されていなければならない。事業理念そのものが軽々しく否定されたり批判されたりすることは、対内的にも対外的にも望ましいことではない。

わが国の協同組合は、2030年を見据えて、初めての協同組合横断的な長期ビジョン²²を掲げ、持続可能な地域社会への転換を目指してスタートを切ったところである。またJ Aグループも、10年後の目指す姿を提起し、組合員との対話を通じた不断の自己改革を続けていこうとしている²³。これらを好機と捉え、J Aの、そしてJ A共済の事業理念である「相互扶助」の意味やその浸透度を吟味することは、これからの組合員の参画のあり方を考えるうえでも、また協同組合共済らしさ（保険との違い）を発揮するうえでも、重要な要素となる。

21 2021年7月9日付日本農業新聞「解説 組織協議案 J A大会・次の10年へ ⑤組合員」参照。

22 日本協同組合連携機構（JCA）の「JCA2030ビジョン」は、2030年を見据えて社会を変えるための運動の出発点として、協同組合の組合員・役職員が各々「協同とは、協同組合とは何か」を考え、確信することを求めている。その背景には、SDGs（持続可能な開発目標）という目標・課題や、コロナ禍によっていっそう深刻化した分断・格差・孤立に対する危機感が、国際的に広く共有されていることがある。

23 2021年6月11日付日本農業新聞「J A全国大会へ組織協議案 持続可能な基盤確立 担い手確保「総点検」」参照。